

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の実施(四件)……(同)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……二
- 建築基準法による道路位置の指定………(同)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除………(同)……三
- 昭和五十五年東京都告示第二百九十五号(東京港海岸保全施設操作規程)の一部改正………(港湾局港湾整備部計画課)……四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……六
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定………(水道局)……七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止………(同)……八

### 告示

●東京都告示第九百九十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舩添 要一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(機動観測)
- 三 測量の区域 大島町及び小笠原村各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第九百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舩添 要一

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 三 測量の区域 大田区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月十日から同年七月二十八日まで

●東京都告示第九百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舩添 要一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点復旧)
- 三 測量の区域 狛江市駒井町地内
- 四 測量の期間 平成二十七年五月二十五日から同年七月三十一日まで

●東京都告示第九百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舩添 要一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区三番町地内
- 四 測量の期間 平成二十七年五月二十二日から同年六月三十日まで

●東京都告示第九百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量その他)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月一日から同年十月十五日まで

●東京都告示第九百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類 取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月十九日	福生市大字福生八百三番一及び本町五十番の各一部	延長 二五・〇〇 幅員 四・〇〇
同右	平成二十七年五月二十日	国立市大字青柳字甲州道中南三百六番一	延長 七六・五〇 幅員

の一部、同番一地先並びに同番二及び三百七番一の一部 四・〇〇  
転回広場面積 九二・七五

●東京都告示第九百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月二十一日	国立市大字谷保字上峯下六千四百五十番一、同番三、六千四百五十一番一、同番二及び六千四百七十七番一の各一部、同番三並びに同番五の一部	延長 四五・六一 幅員 五・〇〇
同右	平成二十七年五月二十一日	昭島市緑町一丁目三千三百八十番二及び三千四百五十三番二の各一部	延長 二八・八六 幅員 四・五〇

部

●東京都告示第九百九十七号

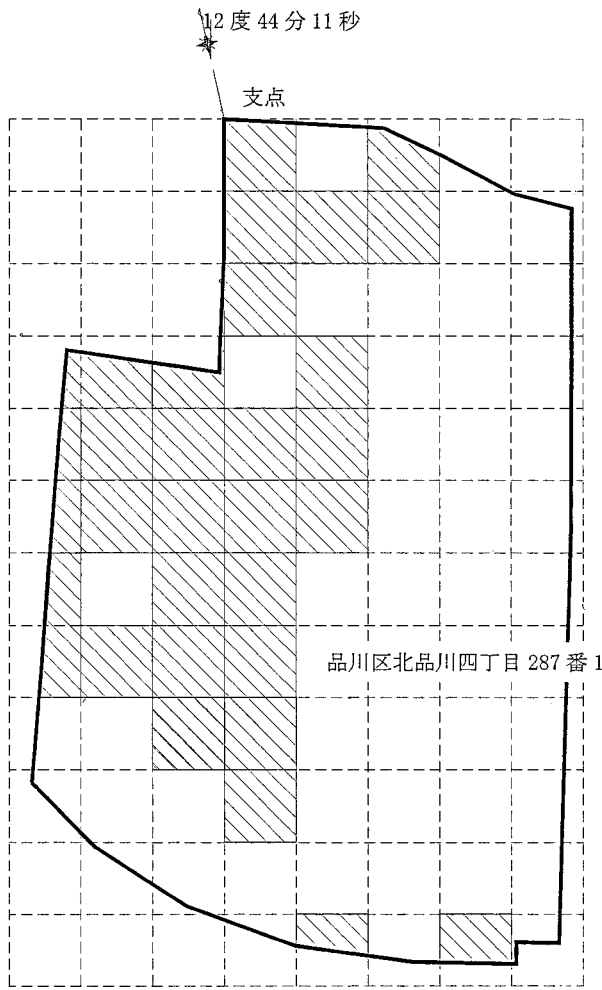
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区北品川四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下、「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**  
 ----- : 単位区画  
 ———— : 敷地境界  
 ▨ : 形質変更時要届出区域

**【支点】**  
 支点は、品川区北品川四丁目  
 287番1の最北端とする。

**【格子の回転角度 (12度 44分 11秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第七百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十七日

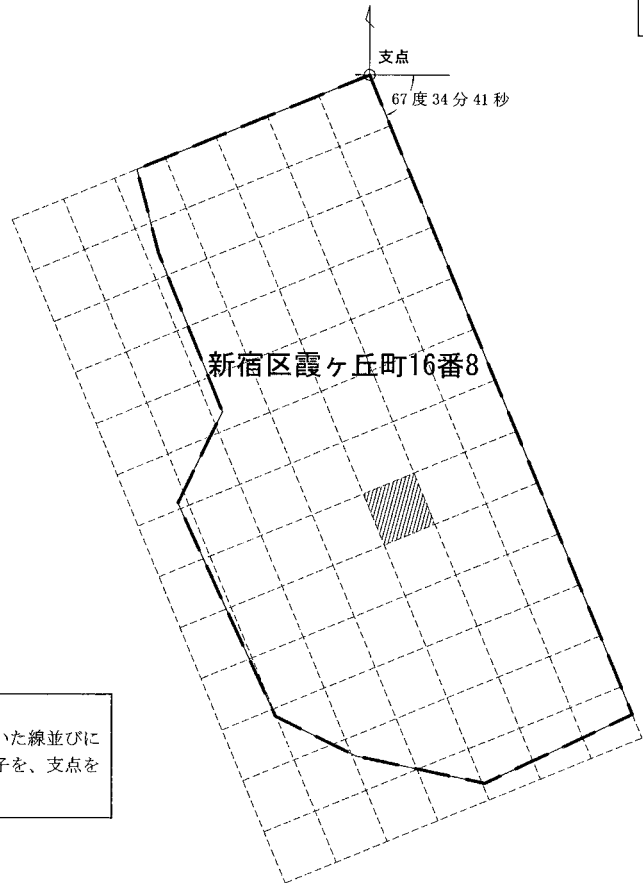
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- - - : 調査対象地
- ▨ : 指定を解除する区域

【支点】

支点は、新宿区霞ヶ丘町16番8の最北端とする。

【格子の回転角度（67度34分41秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十九号

東京港海岸保全施設操作規程（昭和五十五年東京都告示第二百九十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第一条中「昭和三十一年法律第百一号」の下に「第十四条の二第一項の規定」を加え、「操作」を「適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保」に改め、「もつて」の下に「津波、」を加える。

第七条の見出しを「（操作の基準）」に改め、同条中「（第三条第六号に掲げる場合を除く。以下同じ。）」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

（施設の操作）

第八条の二 操作の方法は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 操作を遠隔操作で行う施設 施設を監視機器により監視しながら行うものとし、当該操作が安全かつ確実に行われていることを確認するものとする。

二 操作を手動で行う施設 施設ごとに定められた操作手順表に基づき操作するものとする。

2 地震・津波発生時の水門、陸こう及び逆流防止扉の操作における注意事項は、別に定める。

第九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 所長は、水門の閉鎖に当たり、高潮対策センター及び

第二高潮対策センターから遠隔操作が不可能な場合等は、速やかに関係機関にその旨を連絡するものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

(操作に従事する者の安全の確保)  
第十条の二 操作に従事する者は、気象庁の発表する津波到達予測時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるもののほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

3 操作に従事する者が安全に操作・避難する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間(次項において「操作・避難に関すること」という。)は、各施設の設置場所等の特性を考慮するものとする。

4 操作・避難に関することについては、別に定める。  
第十二条の次に次の一条を加える。

(水防訓練)

第十二条の二 所長は、別に定めるところにより、職員の動員並びに施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする水防訓練を実施するものとする。

2 前項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、この規程を見直すものとする。

新砂水門  
あけぼの水門  
別表辰巳水門の項操作基準の欄二(一)中「東京東雲水門」

豊洲水門

「港」を「東京湾内湾」に改め、同欄二(二)中「又は辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、「とき」の下に「又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき」を加え、同欄二(三)中「辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、同欄二(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 東海地震注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。

佃水門  
別表朝潮水門の項操作基準の欄二(一)中「東京浜前水門」

「港」を「東京湾内湾」に改め、同欄二(二)中「又は辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、「とき」の下に「又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき」を加え、同欄二(三)中「辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、同欄二(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 東海地震注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。

築地水門  
別表汐留水門の項操作基準の欄二(一)中「東京港」を「東京湾内湾」に改め、同欄二(二)中「又は辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、「とき」の下に「又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき」を加え、同欄二(三)中「辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、同欄二(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 東海地震注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。

古川水門  
日の出水門

別表高浜水門の項操作基準の欄二(一)中「東京天王洲水門 目黒川水門」

「港」を「東京湾内湾」に改め、同欄二(二)中「又は辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、「とき」の下に「又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき」を加え、同欄二(三)中「辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、同欄二(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 東海地震注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。

貴船水門  
別表呑川水門の項操作基準の欄二(一)中「東京北前堀水門 南前堀水門」

「港」を「東京湾内湾」に改め、同欄二(二)中「又は辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、「とき」の下に「又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき」を加え、同欄二(三)中「辰巳水門」を「高潮対策センター」に改め、同欄二(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 東海地震注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。

別表陸こう及び逆流防止扉の項を次のように改める。

陸こう (第1グループ) 港G12 豊G19 (第2グループ) 港G12 豊G19 港南G11 港南G12 港南G13	東京港周 辺に所在 するもの	一 警戒態勢時(台風)及び準警戒態勢時(異常潮位) 潮位がA、P +二・八メートルを超えるお その場合 は、A、P、+ 二・一メートル で第1グループ
--	----------------------	---

月G 17  
月G 18  
月G 21  
その他陸こう及び  
逆流防止扉

- の陸こうを閉鎖する。
- (一) 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、潮位がA・P・十二・四メートルで第二グループの陸こうを閉鎖する。
- (二) 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、潮位がA・P・十二・八メートルで全ての陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。
- (四) 外水位が下降し、浸水するおそれがなくなつたとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。
- 二 警戒態勢時(地震)
  - (一) 気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき、水位及び津波の状況から必要に応じて陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。
  - (二) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、全ての陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。
  - (三) 被害状況を調

査し、安全を確認するとともに、浸水するおそれがなくなつたとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。

附則

この告示は、平成二十七年六月十八日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年五月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東京モンテッソーリ教育研究所
- 三 代表者の氏名  
天野 珠子
- 四 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、教育に関する幅広い分野で、調査研究及び不特定多数の市民、団体を対象に教育普及及び支援を行い、次世代を担う子どもたちの豊かな情操と国際社会に生きるための基礎的な資質の向上をはかり、もつてわが国の社会教育、文化、芸術、国際協力、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年五月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人多摩川流域生活支援ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
金嶽 憲義
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都青梅市裏宿町六百六十番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、多摩川流域を中心とした地域及び施設に居住する知的障害者や高齢者に対して、安心、安全で信頼して頂ける地域生活の支援事業や社会参加を促進する事業を行い、その人権を守り、自立を図ることで、障害保健福祉及び高齢者福祉の向上と利用者の立場に立った地域での安定的な生活に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本里山の森林を育む会</p> <p>三 代表者の氏名 富井 忠則</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都墨田区立花四丁目二十五番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、森林・里山の自然本来の植生の回復、保全のための間伐、植林、間伐材を有効利用するための薪、炭等の製作等市民参加型の活動、地域や学校での講演会や体験セミナーの開催等の環境教育、これら森林・里山の保護の重要性の認知、啓発に関する事業を通じて、CO<sub>2</sub>吸収量の増加による地球温暖化防止の推進、炭・薪等木質系燃料の活用による再生可能エネルギーの普及等、森林・里山における自然環境の改善が人の生活環境にもたらす恩恵の重要性を広く社会に知らしめることに努めることで、人間と自然の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい</p> <p>三 代表者の氏名 池口 葉子</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町一丁目十三番十八号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者その他生活の支援を必要とする人々に対し、介護その他の生活支援、これに関する事業ならびに調査研究、および公共政策の提案を行なうことにより、少子高齢社会において市民が相互に自立し、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人風の子会</p> <p>三 代表者の氏名 佐野 靖子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都葛飾区西水元五丁目十一番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、葛飾区内に在住、または在学する障害児に対して、地域での生活を支援し、集団活動・生活指導・療育指導を通して自立に向けての社会性を養うための児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業及び障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を行い、また、障害者福祉に関する普及・啓発または政策への提言に関する事業を行うことにより、心身障害児(者)福祉活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>東京都指定給水装置工事業業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業業者を次のとおり指定した。</p> <p>平成二十七年六月十七日</p> <p>東京都水道局長 吉 田 永</p>
<p>九二二二 株式会社 スイドウ セツビコム</p> <p>九二二三 株式会社 ASS T</p> <p>九二二四 有限会社 ユニロード</p> <p>九二二五 畠山設備</p>	<p>大河原一雄</p> <p>江口 正人</p> <p>村上 元崇</p> <p>村山 恵助</p>	<p>町田市相原 七千七百七番地</p> <p>町田市相原 七千七百七番地</p> <p>町田市相原 七千七百七番地</p> <p>町田市相原 七千七百七番地</p>
<p>九二二〇 株式会社 ヨネツクス</p> <p>九二二一 合同会社 ホームビルドシテム</p> <p>九二二二 株式会社 スイドウ セツビコム</p> <p>九二二三 株式会社 ASS T</p> <p>九二二四 有限会社 ユニロード</p> <p>九二二五 畠山設備</p>	<p>池田 直人</p> <p>石川 智詔</p> <p>大河原一雄</p> <p>江口 正人</p> <p>村上 元崇</p> <p>村山 恵助</p>	<p>神奈川県 神奈川郡 崎市幸区 手三丁目六番六号</p> <p>青梅市和田 町一丁目八十四番地</p> <p>埼玉県 埼玉県春日部市永沼七百十七番地</p> <p>江戸川区 葛西七丁目十四番十号</p> <p>世田谷区 玉堤一丁目十七番十一号</p> <p>清瀬市 旭が丘三丁目三百四十三番地五十七</p>

九二二六	株式会社 Water Works	田中 栄二	足立区関原 二丁目二十 二番十七号	同日	九一三五	眞和工業	小金丸悦広	世田谷区下 馬五丁目二 十五番十二 号ユイホリ ア下馬二〇 一	同日	備商会	二十三番十 三号			
九二二七	ケイ・プ ラミング	鈴木 啓之	杉並区上井 草一丁目二 十一番八号	同日	九一三六	株式会社 大朱総業	佐伯 良太	小平市上水 本町二丁目 十二番二十 六号	同日	二六九〇	有限会社 小泉ボン プ商会	小泉 武 町田市相原 町千七百七 番地	同日	
九二二八	株式会社 FLAP	三隅 健太	八王子市中 野町二千六 百八十一番 地十二	同日	九一三七	小久保設 備商会	小久保幸雄	葛飾区東四 つ木二丁目 二十三番十 三号	同日	七二二〇	誠和設備 工業株式 会社	川崎きみ子 神奈川県横 浜市港北区 大倉山七丁 目二十六番 二十四号	同日	
九二二九	株式会社 山口設備 工業	山口 義博	神奈川県海 老名市大谷 北四丁目二 番十二号	同日	九一三〇	株式会社 アクアサ ービス	多田 健史	大阪府豊中 市庄内栄町 四丁目五番 七号	同日	三五四三	朝日エン ジニアリ ング株式 会社	梶 博雄 文京区湯島 二丁目二番 四号	平成二十 七年四月 二十八日	
九一三一	広栄サ ービス	廣川 泰宏	小平市上水 新町三丁目 十番十八号	同日	九一三二	株式会社 内田総合 設備	内田 博之	神奈川県横 須賀市野比 二丁目五番 十二一〇 六号	同日	九一三三	三平産業 株式会社	三平 久雄 千葉県南房 総市岩糸二 千三百六十 五番地の五	同日	
九一三四	誠和設備 工業	青木 和夫	神奈川県横 浜市港北区 大倉山七丁 目二十六番 二十四号	同日	九一三三	三平産業 株式会社	三平 久雄	千葉県南房 総市岩糸二 千三百六十 五番地の五	同日	九一三四	誠和設備 工業	青木 和夫	神奈川県横 浜市港北区 大倉山七丁 目二十六番 二十四号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に  
ついて  
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の廃止の届出があった。  
平成二十七年六月十七日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年 月日
八二八〇	渡辺設備 設計	渡邊 剛	稲城市矢野 口二十番地 の七	平成二十 七年三月 三十一日
四五八四	関東冷機 株式会社	榮枝 一雄	品川区西五 反田七丁目 二十二番十 七号 TO Cビル6階	同年四月 一日
二二二〇	有限会社 小久保設 備	小久保幸雄	葛飾区東四 つ木二丁目	同月二十 二日

二六九〇	有限会社 小泉ボン プ商会	小泉 武	町田市相原 町千七百七 番地	同日
七二二〇	誠和設備 工業株式 会社	川崎きみ子	神奈川県横 浜市港北区 大倉山七丁 目二十六番 二十四号	同日
三五四三	朝日エン ジニアリ ング株式 会社	梶 博雄	文京区湯島 二丁目二番 四号	平成二十 七年四月 二十八日

発行所 東京都印刷株式会社  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 一筒月 三〇〇円  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 112-0002

